

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2697号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

秋冬白菜の収穫 (北海道斜里町)



随	活	活	情	情	政	活
想	動	動	報	報	策	動
			フ	情		
			オ	報		
			ー			
			ラ			
			ム			

新政権の政策の具体化などで役員が要請活動Ⅱ全国町村会.....(2)
経常収支比率がやや改善Ⅱ政策解説.....(6)
平成21年度市町村長及び市町村議会議長 総務大臣表彰式挙行される.....(9)
「鍋合戦」で地域を変える〜民間主体の力でまちに元気を〜Ⅱ宮崎県川南町 町村Nav.....(10)
平成二十年度公有物件災害共済事業の概要報告.....(14)
平成二十年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告.....(15)
小さくても個性が光る自立したまちづくり.....(17)
山口県阿武町長 中村 秀明.....(19)

閑話 休題

ソバの魔力

早稲田大学教授 宮口 侗 廸

近年、全国に数え切れないほどのソバの店が誕生した。といっても、街中で出前もした従来型のそば屋さんではなく、山村の街道沿いや村はずれに生まれた、本格的な手打ちを売りにした店のことである。そば街道という名も多い。とくに、集落の活性化をめざして地域の人たちの力を結集した店が各地で生まれていることは、まことに喜ばしい。

富山市に合併した旧山田村は、まさに山の田んぼで生きてきた村であるが、そこに24戸の清水地区がある。ここに地元的女性たちの手で毎日お昼前後に営業するソバの店が生まれ、評判がよくて今年で8年目になる。合併を前に地区の活性化の方策を議論し、中山間地直接支払いを活用して、ソバの店を出すことを決めた。地区には大工さんや建設業関係者もいて、ほとんど手づくりで立派な店ができたが、これこそ田舎の地域が持つ総合力である。いまは8haの畑で2トンのソバ粉がとれ、一部は東京へも出荷している。

筆者は20年近く前にこの村の総合計画のアドバイスを依頼され、その後たびたび訴えておきたい。

全国町村会

新政権の政策の具体化などで役員が要請活動

—子育て応援特別手当の一方的な停止は遺憾—



△長妻厚労相（中央）に要請する山本会長（左から二人目）、魚津財政部会長（左手前）、汐見副会長（右から二人目）、藤原行政部会長（右手前）



△内藤総務副大臣（右手前）、小川総務政務官（右奥）に要請する山本会長（左手前）、汐見副会長（左から二人目）、藤原行政部会長（左から三人目）、魚津財政部会長（左奥）

全国町村会は10月7日に「新政権の政策の具体化に関する意見」を、同15日に「子育て応援特別手当」の執行停止についてをそれぞれ取りまとめ、山本文男会長（福岡県添田町長）はじめ役員が関係省の大臣等に対し、要請活動を行った。「新政権の政策の具体化に関する意見」については、民主党を中心とした新政権の発足に伴い、今後、各種政策を具体化していく際には、地方の負担や財源措置などの方針を速やかに明らかにするとともに、制度設計に町村の実態や意見を十分反映することが不可欠であると強調した。

また、「子育て応援特別手当」の執行停止については、政府がこの度、補正予算削減の一環として、同手当を執行停止する方針を受けて取りまとめたもので、既に市町村では関連予算を議会で議決するなど所用の準備を進めている中で、突然かつ一方的な停止は、窓口業務を担う現場に著しい混乱を招くこととなり到底容認できるものではなく、国と地方の信頼・協力関係を基礎として成立する厚生行政において汚点を残すものであると認識している。

活 動

「新政権の政策の具体化に関する意見」は、9日に川田弘二副会長(茨城県阿見町長)及び白石勝也経済農林部会長(愛媛県松前町長)が郡司彰農林水産副大臣に要請。要請を受けた郡司農林水産副大臣は、①戸別所得補償制度について、制度の具体的な姿を早急に示す、②WTO、FTA等の国際交渉は国内農業の事情



△郡司農林水産副大臣(中央)に意見書を提出する川田副会長(右)と白石経済農林部会長(左)

を踏まえて交渉に臨む、
③食料自給率の向上や
中山間地域等直接支払
制度の継続についても
積極的に取り組んでい
きたいと回答した。

また15日には山本会
長、汐見明男副会長(京
都府井手町長)、藤原
忠彦行政部会長(長野
県川上村長)及び魚津
龍一財政部会長(富
山県朝日町長)が、同
意見を長妻昭厚生労
働大臣、内藤正光総務
副大臣等に提出し、意
見書を踏まえた施策の
推進を要請した。
これに対し、内藤総
務副大臣からは、①地
方交付税は、出口ペー
スで昨年比1兆円上積
みして確保できるよう概算要求を行
う、②現行過疎法の失効後には、抜
本的な過疎法をつくるべく取り組む
—等の発言があった。

長妻厚労相には、「子育て応援特
別手当」の執行停止について「を同
意見書と併せて申し入れを行った。
これに対し、長妻厚労相は、「大変
な迷惑をお掛けしたことをお詫びし

たい」と陳謝した上で、今回の措置
は「子ども手当」の創設にあたり財
源を振向けるために必要だったとの
説明があった。また「子ども手当」
について、①制度設計時に町村の意
見を尊重し、準備期間を確保するこ
と、②来年6月に支給開始であれば、
町村は今年度内に準備が必要。準備
経費は国が補正予算で措置すること

新政権の政策の具体化に関する意見

この度、民主党を中心とした新政
権が発足したが、地域主権の確立、
地方自主財源の大幅増額、基礎自治
体重視の政治姿勢に期待していると
ころである。

全国町村会は、先に『民主党マニ
フェストに対する意見』として、「国
民生活の実態と地域間格差の現状を
直視し、この国の活力の源泉である
かけがえのない農山村の価値を守る
ことを政権公約に反映させ、真に国
民の負託に応えうる政権運営を目指
すべきである」旨を申し入れること
もに、町村にとつて重要と考える事
項について、その取り組みを要請し
たところである。

今後、新政権においては、既に要
請した事項を含め、マニフェストに
掲げた各種の政策を具体化していく
こととなるが、その際、町村が実務

が不可欠、③必要な経費は全額国庫
負担とする—等の要請に対し、大臣
は「厚労行政は市町村の協力がなく
と前に進まない。市町村サイドと早
い段階から意見交換を行った上で施
策を進めていきたい」と述べた。

「新政権の政策の具体化に関する
意見」及び「子育て応援特別手当」
の執行停止については次のとおり。

を行うことを前提とする新たな事業
や町村の行財政運営に影響を与える
事項については、その実施方法(廃
止を含む)、実施時期、地方の負担
や財源措置などの方針を速やかに明
らかにし、制度設計に、町村の実態
や意見を十分に反映することが、円
滑な事業実施に不可欠である。

よって、新政権における政策の具
体の検討にあたっては、特に、下記
事項について十分配慮するよう強く
意見を申し上げる。

記

1. 平成21年度第一次補正予算の執
行の見直しについては、危機的状況
にある農林漁業、農山漁村の実態を
踏まえ、地域の声を幅広く聞き、町
村の計画的な事業執行や財政運営に
混乱が生じないよう最大限配慮する
こと。

活 動

2. 地方公共団体が造成する「緊急雇用創出事業臨時特例基金」、「地域グリーン・ニューデール基金」等の各種基金は、初年度だけでなく全ての年度で維持すること。

また、地方公共団体以外が造成する基金についても、地域の産業・経済や雇用に与える影響を慎重に見極

め、最大限配慮すること。

3. 「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」は、地域の实情に

「高等学校実質無償化」に関する関係団体との意見交換会で川田副会長が意見

文部科学省は10月9日、「高等学校実質無償化」に関する関係団体との意見交換会を開催した。同意見交換会には本会から川田弘二副会長(茨城県阿見町長)が出席し、以下のとおり意見を述べた。



▷意見を述べる川田副会長

同意見交換会は、高等学校の実質無償化等について、自治体や学校関係者、保護者など関係者の意見を制度設計に反映させるために開催されたもの。川田副会長は、10月7日に決定した「新政権の政策の具体化に関する意見」に基づき、高校授業料実質無償化にあたり、事業主体については、効率的かつ学費以外への流用を防ぎ本来の支給目的に合う支給方法として、町村を事業主体とするのではなく、間接的な支給方法や適切な事業主体について検討すること、費用負担は、支給にかかる全ての経費について、地方の負担とならないよう全額国

庫負担とすることを要請した。

また、①私立高校生のある低所得者世帯に対する年額24万円の助成について、前年の所得で対象世帯を把握する場合、家計の急変等への配慮が課題となること、②高校通学が困難な地域で町村が下宿費等の経費を単独で助成している現状をふまえた対策を国として検討することを併せて要請した。

これに対し、鈴木寛文部科学副大臣からは、地方三団体からの意見について、事務費負担は十分に踏まえること、また受給権を世帯または生徒に発生させ、設置者等が代理受領する形をとりたいたした上で、今後ともこのような意見交換の場を積極的に設けていきたいとの発言があった。

応じたきめ細かな事業を実施するための極めて重要な財源であるので、執行の見直し対象としないこと。

4. 公共事業の削減については、疲弊した地域経済・雇用への影響に配慮するとともに、「事業の必要性」の判断や「費用対効果」のチェックにあたっては、町村の意見を十分踏まえ、災害の未然防止、救急医療アクセス、安全な通学路の確保など地域の实情を適正に反映すること。

5. 地方分権の推進に不可欠な「地方の自主財源の大幅増額」に直ちに取組むこと。また、自主財源の具体的内容と実施時期を、それぞれ明確にすること。

その際、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。

6. 極めて厳しい国・地方の財政状況の下、自動車関連諸税の暫定税率を廃止するのであれば、個別自治体の減収に対する明確な代替財源を示すこと。

なお、直轄事業負担金の廃止は、町村の減収分の補填にならないものであること。

また、遅れている地方の道路整備の財源を確保する道筋を具体的に明らかにすること。

7. 補助金の廃止と「一括交付金」

活 動

の創設については、交付総額の確保、配分基準、財政力の弱い自治体への配慮、年度により偏在性の大きな事業への対応、段階実施の工程などをあらかじめ明らかにするとともに、制度設計にあたっては、町村の意見を十分踏まえること。

また、地方交付税制度との整合性にも十分留意すること。

8. 現行「過疎法」の失効を控え、著しい少子・高齢化の進行、都市部との格差拡大など過疎地域の厳しい現状を踏まえた「新たな過疎対策法」を制定すること。

9. 後期高齢者医療制度は定着しており、高齢者はもとより現場である町村に大混乱をもたらすため、性急な廃止は行わないこと。

新制度を創設するのであれば、町村の意見を尊重し、十分な時間をかけて検討するとともに、その間は現行制度の円滑な運営に努めること。

なお、新制度は、世代間の負担の明確性や財政基盤の安定性など現行制度の根幹は維持し、国・都道府県の役割と責任を明確にした制度とするとともに、国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、最終的には医療保険制度の一本化を図ること。

10. 子ども手当の創設については、

制度設計にあたり町村の意見を十分尊重するとともに、制度の詳細について早期に情報提供し、十分な準備期間を確保すること。

また、人件費やシステム改修費などを含め、必要な経費については、全額国庫負担とする。

さらに、出産一時金の引き上げ(42万円から55万円)にかかる必要な経費については、全額国庫負担とすること。

11. 障害者自立支援法に係る施策は定着しており、障害者等のもとより現場である町村に混乱をもたらすため、性急な廃止は行わないこと。

「障がい者総合福祉法(仮称)」を制定するのであれば、町村の意見を尊重し、十分な時間をかけて検討するとともに、その間は現行制度の円滑な運営に努めること。

12. 介護事業者に対する加算介護報酬の支給については、町村に新たな事務負担が生じることのないよう、「介護職員処遇改善交付金」の仕組みを活用するなど効率的な支給方法について検討すること。

また、支給に要する経費については、全額国庫負担とすること。

13. 農林漁業者に対する戸別所得補償制度等の導入にあたっては、公平性、透明性に留意して現場での混乱

を避けるとともに、町村負担を伴わない具体策を早急に示すこと。

14. WTO等の国際交渉にあたっては、我が国の農林漁業の実情を十分認識の上、地域の産業・経済が崩壊することのないよう粘り強く交渉すること。

15. 危機的状況にある農林漁業・農山漁村の実態を直視し、食料・木材自給率向上の具体的な数値目標を早急に決定するとともに、「中山間地域等直接支払制度」をはじめ農山漁村の自立・再生を支援する施策を継続・拡充すること。

16. 高速道路の無料化については、今後の交通政策における位置付け、地域経済への波及効果、公共交通機

「子育て応援特別手当」の執行停止について

政府は、補正予算削減、執行停止の一環として、「子育て応援特別手当」の凍結を決めたとされる。

既に市町村においては、関連予算を議会で議決するなど、所要の準備を進めている中での、突然かつ一方的な停止は、啞然とするばかりで、到底容認できるものではない。地域

主権を謳う鳩山政権として決して行ってはならない乱暴なやり方であり、国が決めたから地方はそれに従えという姿勢は極めて遺憾である。

関に与える影響、新たな高速道路や一般道路の整備への影響などを十分見極めること。

また、地域住民の足が奪われないよう、離島航路やローカル鉄道を維持するための交通事業者に対する支援措置も必要であること。

17. 高校の授業料実質無償化等については、町村を事業主体とした場合、高校の在学状況の把握等に多大な事務負担が生じることから、間接的に無償化とする方法など効率的かつ本来の目的に合う支給方法や、最も適切な事業主体について検討すること。

また、支給に要する経費については全額国庫負担とすること。

手当の突然の支給停止は現場に著しい混乱を招くだけでなく、対象世帯からの苦情、非難は市町村に集中する。市町村が実施責任を負っている多くの厚生行政は、国と地方との信頼・協力関係を基礎として初めて成り立つものである。今回の措置はこのような信頼関係を著しく損なうものであり、今後の厚生行政に消しがたい汚点を残すものであることを銘記されたい。

◆ 政策解説 ◆

経常収支比率がやや改善

2008年度の市町村普通会計決算

総務省はこのほど、2008年度の市町村普通会計決算の概要（速報）を発表した。歳出では、人件費の9年連続減少が続く中、経済対策の実施や社会保障関係費の増加で総額が2年連続して増加。歳入も、法人市町村民税が減少するものの実質的な地方交付税等の増加で総額が2年連続して増えた。さらに、経常収支比率も91・8%と前年度より0・2ポイント低下するなど財政構造は硬直状況が続いているものの、やや改善した。なお、同年度の都道府県決算では財政規模が10年連続して減少している。また、総務省は、同年度決算に基づく健全化判断比率も併せ公表した。夕張市が財政再生基準を上回ったほか、早期健全化基準は21市町村が上回っていた。これらの団体は、財政健全化法に基づく初の「財政健全化計画」「財政再生計画」を定め、比率クリヤーに向けた財政健全化の取組みが義務付けられる。

◆ 決算規模が2年連続増加

市町村決算の規模をみると、歳入総額は49兆5、838億円で、前年度を7、484億円（1・5%）上回った。各種交付金が減少したが、国庫支出金や地方交付税、地方特別交付金等が増加したため。また、歳出総額も47兆8、347億円で、前年度を1、914億円（0・4%）上回った。各団体の歳出削減努力による人件費、普通建設事業費が減少

したが、制度改革に伴う社会保障関係費の増加を反映したものの。この結果、実質収支は前年度より58億円減少したものの9、420億円の黒字となった。また、実質単年度収支は財政調整基金の積立金の増加等で1、932億円の黒字となっている。実質収支の赤字団体も前年度の23団体から19団体に減った。

歳入をみると、法人住民税が2兆7、518億円、前年度比8・7%の大幅減となったが、個人住民税が7兆4、450億円、同2・1%増、

固定資産税が8兆8、763億円、同1・7%増となったことから、地方税全体は19兆5、465億円、同0・4%増となった。また、地方譲与税が5、165億円（前年度比3・8%減）に、地方消費税交付金等各種交付金も1兆7、695億円（同11・1%減）が減少したが、地方交付税が7兆2、865億円、前年度比3、7%の増となった。この結果、一般財源総額は29兆3、652億円、同0・7%増となったが、歳入総額に占める割合は59・2%と前年度より0・5ポイント低下した。

このほか、国庫支出金が5兆7、787億円、同14・3%と大幅に増えた。国の生活対策の補正予算や生活保護費負担金の増加などを反映したものの。また、地方債も3兆9、177億円、同0・6%増となった。

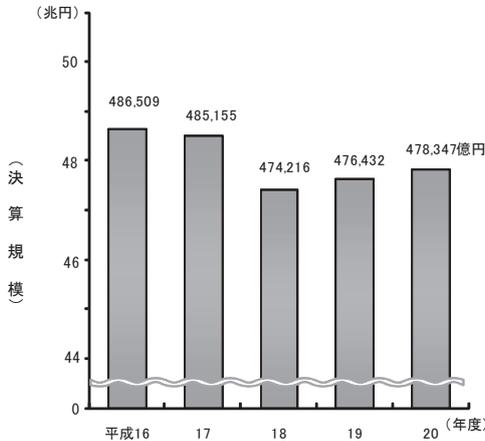
歳出をみると、義務的経費のうち人件費が各団体の歳出削減努力により9兆2、225億円、同2・7%減となった。9年連続の減少となる。また、公債費は6兆2、087億円で微減となったが、扶助費は生活保護費の増加等で7兆6、096億円、同3・7%増となった。この結果、義務的経費は総額23兆409億円、同0・1%増となる。一方、投資的経費では、その大部分を占める普通

政 策

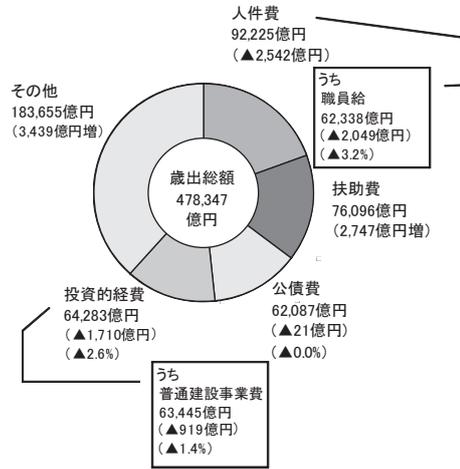
1. 歳出について

歳出総額は47兆8,347億円で、前年度を1,914億円上回り、2年連続で増加した。投資的経費が1,710億円減少、職員給が2,049億円削減するなど、歳出削減努力が続いているが、制度改正や自然増などにより社会保障関係費が増加(扶助費は2,747億円増)するとともに、補助費等が増加(2,112億円増)している。

〈歳出の推移〉



〈性別別歳出の状況〉

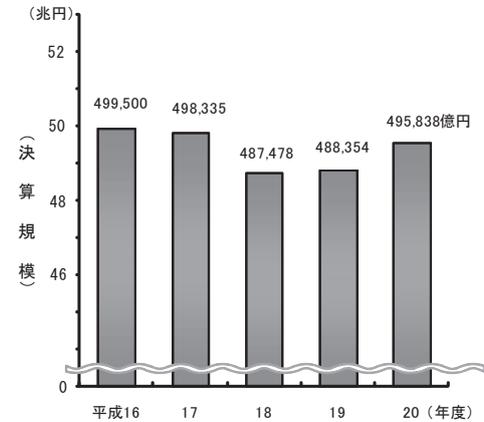


※ () 内は対前年度増減額及び増減率

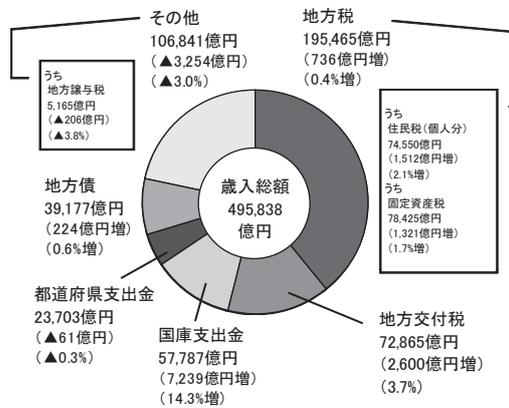
2. 歳入について

歳入総額は49兆5,838億円で、前年度を7,484億円上回り、2年連続で増加した。地方税は4年連続で増加し、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税も5年ぶりに増加している。なお、経済対策に係る経費の増加により、国庫支出金は2年連続増加している。

〈歳入の推移〉



〈歳入総額の状況〉



※ () 内は対前年度増減額及び増減率
※地方税には、東京都が徴収した市町村税相当分は含んでいない。

建設事業費が6兆3、445億円、同1・4%減となった。うち、地方単独事業は事業抑制に伴い3兆7、684億円、同2・0%減となっている。また、災害復旧事業費は豪雨

災害の減少により812億円、同49・0%の大幅減となった。このほか、物件費は前年の参議院選挙や後期高齢者医療制度の施行準備経費の減少により5兆6、673

億円、同1・8%減となった。一方、積立金は財政調整基金への積立増加などで1兆999億円、4・5%増となった。

財政構造の弾力性をみると、経常収支比率は91・8%と前年度より0・2ポイント低下した。分子が扶助費等の増加で0・3ポイント増加したが、分母が地方交付税等の増加で0・5ポイント増加したため、実質公債費比率は11・8%と前年度より0・5ポイント低下した。分子の公債費減少に伴い公債費充当一般財源等が減少する一方、分母の地方税等が増加したことによるもの。

これを段階別にみると、経常収支比率は「100%超」が前年度の93団体から52団体に減少し、「90～100%未満」も同960団体から904団体に減少。逆に、「80%未満」が118団体から139団体に増えた。実質公債費比率では「25%以上」が前年度の33団体から20団体に減少、「18～25%未満」も401団体から376団体に減り、「10%未満」が346団体から374団体に増えた。

また、実質的な将来の財政負担をみると、地方債現在高は55兆5、845億円で前年度より1兆2、331億円、3・4%減少。債務負担行

◆ 将来負担は前年度比53兆円、2・8%減に

政 策

3. 決算収支について

- (1) 実質収支の黒字は、全体で60億円減少した。一方、実質単年度収支は、積立額の増加と基金の取崩し額の減少により大幅に増加し、2,362億円の黒字となっている。
- (2) 実質収支が赤字の団体は、19市町村となった(平成19年度は23市町)。

区 分	実質収支	実質単年度収支
平成20年度	9,420億円	1,932億円
平成19年度	9,480億円	▲430億円
対前年度増減	▲60億円	2,362億円

4. 財政構造の弾力性

- (1) 経常収支比率は、全体で0.2ポイント低下の91.8%となった。
- (2) 実質公債費比率は、全体で0.5ポイント低下の11.8%となった。

区 分	経常収支比率	実質公債費比率
平成20年度	91.8%	11.8%
平成19年度	92.0%	12.3%
対前年度増減	▲0.2	▲0.5

注 実質公債費比率は平成21年度の起債協議等手続において用いる平成18年度から平成20年度の3カ年平均である。

為は6兆6、600億円(前年度とほぼ同額となった。その中で、積立金現在高は9兆801億円、3.4%増となった。うち財政調整基金は1、732億円、その他特定目的基金も1、468億円それぞれ増加した。この結果、将来にわたる財政負担は前年度より1兆5、250億円(？)。

8%)減の53兆1、644億円となった。ちなみに、都道府県決算(速報)では、職員給が約2、300億円減と7年連続して減少、投資的経費も約5、300億円減少するなど歳出総額は10年連続して減少。歳入も、補正予算等で国庫支出金が約6、1

00億円、地方交付税も約2、100億円それぞれ増えたものの、地方税が約7、800億円の大減幅となり歳入総額は10年連続の減少となった。それでも、実質収支は全47団体で黒字となり、経常収支比率も93.9%と前年度より0.8ポイント低下した。このため、総務省は市町村、都道府県ともに「経常収支比率が低下するなどやや最善したものの、依然として財政構造の硬直的な状況が続いている」と指摘している。

健全化判断比率の超過は22団体

総務省は、併せて2008年度決算に基づく健全化判断比率の状況を公表した。その結果、同比率が早期健全化基準を超過した団体が22団体となった。

財政健全化法は、夕張市の財政破綻を契機に、これまでの財政再建法を抜本改正し、各自治体の財政状況を総合的に把握するとともに、これを「再建団体」一本だったのを「早期健全化」「再生」の2本立てにした。具体的には、

- ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- のいずれかが基準を超過すると「財政健全化団体」「財政再生団体」として基準クリアーを目標とする「財政健全化計画」「財政再生計画」の策定が義務付けられる。同比率は同法に基づき前年度決算から公表されたが、両計画策定の義務付けは今回の決算から適用される。

それによると、健全化判断比率が「早期健全化基準」を超過したのは、「実質赤字比率」では北海道夕張市(再生基準を超過)と奈良県御所市、「連結実質赤字比率」では夕張市(同)と大阪府泉佐野市の2団体が超過している。

また、「実質公債費比率」は、夕張市(同)のほか北海道歌志内市、同江差町、同由仁町、同浜頓別町、同中頓別町、同利尻町、同洞爺湖町、山形県新庄市、福島県双葉町、群馬県嬬恋村、長野県王滝村、兵庫県香美町、奈良県御所市、同上牧町、鳥取県日野町、高知県安芸市、沖縄県座間味村、同伊平屋村、同伊是名村の20団体。「将来負担比率」では夕張市(同)と青森県大鰐町、大阪府泉佐野市の3団体だった。

(自治日報記者 井田正夫)

情 報

平成21年度市町村長及び市町村議会議長

総務大臣表彰式挙行される



表彰を受けられた市町村長各位



町村長代表・福西奈良県上北山村長



式辞・原口総務大臣



△祝辞を述べる川田全国町村会副会長

平成21年度市町村長及び市町村議会議長総務大臣表彰式が、10月14日、東京・麹町のホテルルポール麹町で挙行され、市町村長として20年以上及び市町村議会議長として12年以上在職し、地方自治の振興に功労のあった者17名が表彰された。被表彰者のうち町村長は6名、町村議会議長は4名であった。

式典は原口一博総務大臣の式辞に続いて表彰式が行われ、町村長を代表して福西力奈良県上北山村長に表彰状と記念品が授与された。

続いて来賓の近藤昭一衆議院総務委員長、川田弘二全国町村会副会長、五本幸正全国市議会議長会長から祝辞があり、最後に被表彰者代表から謝辞が述べられ、式典の全日程を終了した。

◆ 町村長

北海道 (元)黒松内町長

北海道 蘭越町長

北海道 (元)浦臼町長

福島県 葛尾村長

奈良県 上北山村長

福岡県 (元)赤村長

◆ 町村議会議長

青森県 平内町議会議長

福島県 会津美里町議会議長

和歌山県 (元)印南町議会議長

福岡県 (元)赤村議会議長

谷口 徹

宮谷内留雄

山本 要

松本 允秀

福西 力

和田 睦男

三津谷公雄

鈴木 巖

森下 弘

原 伸一

被表彰者氏名

※敬称略



「鍋合戦」で地域を変える

民間主体の力でまちに元気を



川南町の精神

かわみなみちょう

川南町は、宮崎県のほぼ中央、宮崎市の約35km北に位置し、東は日向灘に面し、西は尾鈴山地を望み、それ以外は河岸段丘が広がっている町です。全国各地から農業を志す人々が集まって拓いたことから、「川南合衆国」と呼ばれ、畜産を中心に施設野菜、露地野菜、果樹、茶など全国でも有数の農業生産量を誇っています。一方、漁業も明治時代から漁業者の移住を受け入れ、現在では近海マグロ延縄漁・延縄漁・底曳き網漁・一本釣漁などによる県内

有数の漁獲高を誇っています。また、商店街が位置する地名は「トロントロ」という一風変わった名前が知られています。その由来の一説には「川南には尾鈴山系などによる豊かな湧き水が至る所にあり、この地にも小さな流れや滝もあって、水音が木霊していた。現在の道路は日向の主要道路であり、この地はダラダラ坂を上りつめた道の交わる所にあった。人々は畑仕事や神参りの途中ここに憩い、荷車も、馬の憩いの場としたと考えられ、大木が風を受ける音や水音に癒された。人々は待ち合いの場所を水音のある所として指定し合ったのだと考えられる。トロントロンの文字表記の始まりは定かではないが、数百年をかけて人々の豊かな感性により水音が慣用音として認知されトロントロンの地名として今日に至ったものと考えられる。」(川南町商工会の説より抜粋)とあります。

豊かな自然、人情味あふれる町民性のもと、昔ながらの癒しの土地柄や先人たちのたくましい開拓者精神を思い起こし、さらに発展するため「ニュー



かわ みなみ ちょう

宮崎県 川南町

△川南町の漁村集落「通浜」と漁港を望む

フォーラム

フロンティア精神の町づくり」を目指しています。

川南のイメージをつくるために

平成16年11月、本町の認定農業者有志で構成される「川南町認定農業者協議会」(以下、協議会)の研修会、地元学(ないものなだり)をやめ、地域にある文化や資源Ⅱ「あるもの」を見直し、個性のある地域づくりを持続的に取り組んでいくこと。を取り上げた折、「①どこにあるのか外からはよ



▷川南町には全国から農業を志す人びとが集まったことから「川南合衆国」の呼び名も

くわからない、②何が売りなのかよくわからない、③町のイメージが弱い。問題は川南町のイメージをつくることだ」とのコメントがありました。これを聞いた当時の協議会役員が、この問題を解決するために動き出したことが始まりでした。

まず、川南にあるものを見直したとき、着目したのが、川南町の基幹産業である一次産業、とりわけ、共に「食」に携わる農業者と漁業者の存在でした。前述したように川南町認定農業者協議会は本町の農業者で構成されてい

ましたが、その会員のほとんどが漁業者の生活や文化について知らず、また、共に協働して何かを行うということもまずありませんでした。そこで、協議会は「農家と漁師の共通する「食」を核に、川南のイメージづくり(地域づくり)ができないものだろうか」と考えました。しかし、これまで接点がほとんどない両者でしたので、農家と漁師が集まり何かを興そうという話をする環境がありませんでした。無ければつくらなければならないということで、協議会役員等による農業者及び漁業者への呼びかけ、そして「外からの視点も必要だ」との考えで第三者である町内商工業者や隣町高鍋町の商工関係

者にアドバイザーとして参加をしていただき、農業者・漁業者が普段着で集い語る場「川南(野)、山、川、海)の四季を食べる会」が立ち上がりました。

川南(野)、山、川、海)の四季を食べる会

「川南の四季を食べる会」は、平成18年11月の「川南の秋を食べる会」からスタートし、平成21年9月現在まで季節ごとに計12回開催されています。会はそれぞれが「わが家の家庭料理」を一品つつ持ち寄り、テーブルに料理の名前や作り方を記入した用紙とともに並べます。農家と漁師、それぞれの違った文化の家庭料理平均70品が並ぶ様は、川南の食文化の多彩さ奥深さを容易に想像させてくれました。

始まった当初は、農家・漁師ともにどこかぎこちなく、話す相手も農家は農家と、漁師は漁師と、というようにそれぞれに偏ってしまいがちでした。しかし第2回目の冬、第3回目の春と続けるうちにずいぶん打解け合うようになり、中には個々人で新たな交流(漁師が県外への土産として農産物を農家へ直接注文するなど...)も生まれるようになりました。

現在では、これまで参加してきた農

▷「川南(野)、山、川、海)の四季を食べる会」は農家・漁師が普段着で集い語る場



家・漁師・商工業者などで「川南の四季を食べる会」を団体名として新たに結成し、協議会にわかり食べる会を主催するようになっていきます。また、このような催しの存在を知った町内外の方からの「食べる会に参加して川南の家庭料理を味わってみたい」という要望に応える形で、参加費をいただいで一般来客受入れも行っていきます。

次の展開「新たな鍋づくり」

平成19年の秋、「川南の四季を食べる会」を1年開催し、農業者・漁業者

フォーラム

＜高鍋城址で開催した第1回鍋合戦＞



＜ふるさとの湧水と海水をブレンドした「10マイル鍋」＞



が協力して川南を代表する新たな「食」を何かつくれないだろうか、という声が上がリ、では何を作るか協議を行った結果、家庭で簡単に作れ、川南の売りである多彩な食材を盛り込める等の理由から「新たな鍋料理」をつくらうということになりました。

何をつくるか決まれば、次は試作品作りです。協議会員等のアイデアにより数種類の鍋の試作が行われました。そのアイデアの中のひとつに農家・漁師の交流の成果がありました。海水を鍋のベース(汁)に使ってはどうかだろうかというのです。最初の試作品は、塩辛くて、「つまみ」といえるものではありませんでした。しかし試作品の中で、海水というインパクト、交流の成果で

あるという理由から「海水」ベースでつまみ鍋をつくらうと一致し、海水の割合など改良を重ねていきました。

鍋合戦のはじまり

「鍋合戦」と言えば山形県天童市てんどうしの「平成鍋合戦」がその経歴・規模からも有名で、その存在も知っていました。川南の活動を知った隣町高鍋町から、「町名に「鍋」がある高鍋も黙っていないわけにはいかない」と高鍋商工会議所を中心に結成された「たか鍋料理をつくる会」が「鍋合戦」の開催をもちかけてきました。天童市の鍋合戦に比べたら規模も小さいですし、言わば二番・三番煎じのイベントです。はたし

でどうなるのか不安な面もありましたが、平成20年4月に開催した鍋合戦は、地元新聞や地元テレビ等に取り上げられ、これまでの活動も含めた広報の効果が実のあるものとなりました。鍋合戦は、「川南の四季を食べる会」の10マイル鍋」と「たか鍋料理をつくる会のかきまろ」の対決になりました。

「10マイル鍋」は、前述の(10マイル沖の)海水と(内陸に10マイル入った尾鈴山の)湧水をブレンドし、地頭鶏(宮崎の地鶏)のガラでだしをとったものをベースに、具は鱧はちまのすり身に海藻を混ぜた団子や鱈たら肉、旬の野菜などが入り、海水というインパクトと食材の多彩さで挑みました。対して「かきまろ」は、その名のとおり高鍋特産である牡蠣をメインにみそとピーナッツのだし汁、ズッキーニ、キャベツなどの特産品を盛り込んだまろやかな鍋。鍋が出来上り、両陣営の鍋をそれぞれ食べ比べ、鍋のことやそれぞれの地域づくりの話で盛り上がります。しかし、合戦ですので勝敗がつくことになります。それぞれの思いや町への誇りが詰まった鍋でしたが、結果は第三者の審査員の審査により、僅差で「10マイル鍋」の勝利となりました。

鍋合戦の展開

2町で行った鍋合戦は、1回限りの予定でしたが、当日の盛り上がりから、

同年秋に2回目の鍋合戦を開催することになりました。「ひがしこゆ観光ネットワーク」などが主催する「児湯みんなの食農まつり」のメインイベントとして、平成20年11月に開催された鍋合戦は、前回から加えて3町が新規参戦し、児湯5町による合戦となりました。審査方法は投票による勝負になり、1枚1,000円のチケットを購入した500人のお客さんが審査員になります。5町すべての鍋を食べ一番おいしい鍋に1票を投じます。純粹に味での勝負となりました。結果は、前回敗れた高鍋が最多得票を獲得し勝利を得ました。

会場には約1万人という多くの人々が訪れました。主催した「ひがしこゆ



▷第2回鍋合戦には新たに3町が加わった

フォーラム

川南町には、この「川南の四季を食べる会」を核とした活動以外にも、川南町商工会が中心となり開催している「トロントラ市」という他町に誇れるイベントがあり、経済産業省の「新・がんばる商店街77選」に選定

「これから地域づくりのために」

観光ネットワークの言葉を借りると、経済効果があったかは分からないけれども、盛り上がったのは確かで、地域に元気をもたらすようなイベントになりました。

また、今年も11月15日、宮崎県農業大



◀「トロントラ市」は軽トラや軽自動車1000台以上通りに並ぶ川南町自慢のイベント。町内外から5,000人以上が訪れる

されています。毎月第4日曜日の8時～11時半まで開催する朝市で、商店街は歩行者天国になり、出展者の軽トラや軽自動車1000台以上通りに並びます。町内は勿論町外からも出店者が集まり、5,000人以上のお客さんが訪れます。

「川南の四季を食べる会」も軽トラ市で自らが生産した農産物などから開発した加工品などを販売するなど、活動の幅を広げています。今後は、両団体の協働体制の確立によって相乗効果を高めること、さらに新たな形での活動を増やすことなどが、地域づくりの持続発展、経済活性化のために必要だと考えています。

川南は四季を食べる会や商工会といった民主体の力でこのような元気を作り出してきました。これからも生まれてくる新しい力を絶やさぬよう助力し、場合によっては協働することにより、地域づくりに取り組んでいきたいと思います。

(農林水産課 松浦光洋)

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

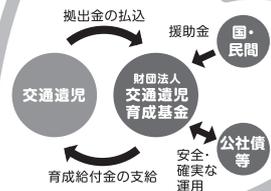
財団法人 交通遺児育成基金 (国土交通省所管)
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3 紅谷ビル9階
☎ 0120-16-3611 (通話無料)
<http://www.kotsuiji.or.jp>

協力団体/ 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5276-4451)
財団法人 自動車事故被害者援護財団 (TEL03-3237-0158)

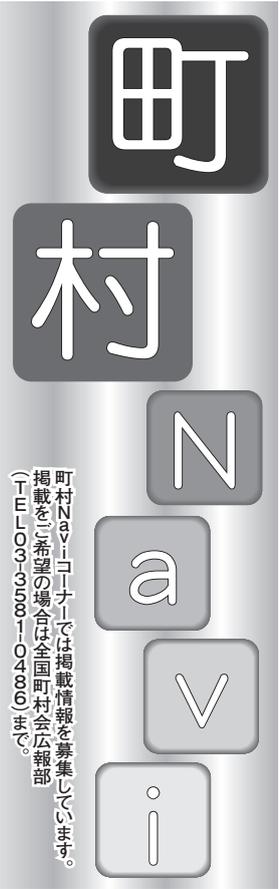
交通遺児育成基金制度とは

自動車事故で父親あるいは母親を亡くした遺児が交通遺児育成基金に加入し、損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むと、これに国や民間からの援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

交通遺児育成基金の仕組み



- 満13歳未満 (0~12歳) まで加入できます。
- 拠出金は加入年齢で金額が異なります。
- 育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。
- 給付期間は加入月の翌月から満19歳に達する月まで、3カ月ごとにまとめて支給されます。
- 入学・就職や給付終了時に祝い金を支給。加入者とその家族への援護活動も行っています。



宮城麻町

**新築住宅を借り上げ、
町外子育て世帯に転貸**

町は来年から、定住促進を目的に、町内の新築住宅を借り上げて町外の子育て世帯に転貸する「地域活性化住宅事業」を始める。

住宅は民間事業者が建設するため、町は公営住宅法の制限を受けることなく入居資格などを設定できるほか、住宅の維持管理費等を負担する必要もない。なお、同様の取組みは熊本県玉東町なども行っているが、県内の市町村では初めて。住民の入居は来年4月を予定しており、2月頃から入居希望者を町のホームページや広報紙等を通じて募集する。

新築住宅は、70平方メートル以上の3LDK(メソネットタイプ)。町は、30戸を1戸当たり月額6万円以下で30年間借り上げる。貸し付ける際の家賃は、子どもが中学生以下の世帯は月額3万5000円。高校生以下の場合には同4万5000円になるほか、その他の場合には同5万円とする。進学等により子どもがいなくなった場合には住宅を明け渡すことを努力義務とした。

福島祭町

婚活支援で料理教室

町は、独身男女の「婚活」を応援するため、ボランティア運営スタッフを中心に「プロジェクト」事業を展開し、様々なイベントやサークルを実施している。今月末には「婚活 秋のクッキング」と銘打ち料理教室を実施。その後もスポーツ交流など様々なイベントを実施していく予定だ。

「秋のクッキング」では、町にある温泉ホテルの調理長を講師に招き、町の独身男女(女性は町外も可)らが料理と一緒に学ぶ。調理後はアルコールも「ちよっぴり」用意され、試食・交流を行う。町は「今はおともキッチンに立つ時代2人並んでキッチンを立てる日を夢見て本格的なプロの味を楽しく学んでみませんか?」と呼びかけている。

これまでもハイキング&キャンプや、ボウリング、フラワーアレンジメント教室などを開催。今後も男女別のセミナーを受講後に合同でスイーツバイキングにより交流するイベントや、古民家宿泊交流などが企画されている。

栃木須町

「まちの知恵袋」を募集

町は、「まちの知恵袋」(タウンズプレー

ン)の募集を始めた。同制度は、高度多様化する住民ニーズや、新たな施策の立案について、町内外の専門知識や経験を持つ者を登録、助言をもらうもの。既に9月30日現在で9名が登録された。随時募集しており、定員や募集期限は設けていない。

具体的には、まちづくりや産業・技術生活・福祉など各分野の専門知識を持ち、指導的役割を果たしてきた者や、現在活躍中の者を「タウンズプレーン」として登録。「タウンズプレーン」は、町から行政推進上の課題などに意見を求められた時に、助言する。なお、報酬はない。「タウンズプレーン」希望者は、登録申請書を町長に提出。町長が審査し、登録する。制度要綱では、パートナーシップ条項を設け、「タウンズプレーン」と町は、お互いの自主性及び自立性を尊重し、協働意識を保持する」と規定した。

府根町

**不用品を
官公庁オークションへ**

町は、家庭や地域に眠る不用品を官公庁オークションに出品、落札代金を商品券として返知することで、ゴミの減量化と地域経済の活性化という一石二鳥を狙った「エコリユースン事業」に取り組んでいる。

官公庁オークションは、行政機関が差押え財産や行政財産をインターネット上で競売するもの。売払い代金は行政機関の収入になる。一般のオークションのように競り上げはせずクジで落札者を決めるため、様々な物件が割安で購入できるという。人気が高いという。

しかし、売却できるのは「公有財産」のため、町では、町内の各家庭から提供

される不用品を一旦町有財産として受入れ、町が官公庁オークション(ヤフー運営)に出品。売れた場合、落札代金のうち10%分は「美化協力金」として町が徴収し、残りを「エコロジー謝礼」(伊根町エコポイント)として、町内の小売業等で利用できる商品券を交付する。

昨年暮れに行われた第1回入札では、大正時代の手押し式消防ポンプが出品され、希望価格(10万円)を超える15万円で落札された。現在、第2回目のオークションが進められている。

府根町

**住民票の第三者交付で
本人通知制**

町は、住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付した場合、事前登録した者に交付事実を通知する制度を開始した。住民票などの不正請求や不正取得の防止が狙い。府内町村では他に太子町が実施しているという。

事前登録は、住民基本台帳カードなどにより役場窓口で手続きする。通知対象は、住民票の写しのほか、戸籍謄抄本の写しなど。第三者に事前登録した人の住民票等が交付された場合に、「交付事実のみ」を郵送で通知する。

通知を受けた場合、必要により「交付事実証明書」の交付を申請することが可能(1件につき手数料が3000円必要)。証明書には、▽交付日▽交付した書類の種類▽交付枚数などが記載される。なお、交付の相手方は本人からの委任状を持参した代理人請求以外の場合を除き、個人情報保護条例により開示されない。

活 動

表(1) 建物共済受託実績

区 分	平成20年度	平成19年度	比較増減	増減率
件 数	367,676件	366,089件	1,587件	0.4%
共 済 責 任 額	31,170,110,324千円	31,220,140,695千円	△50,030,371千円	△0.2%
収 入 分 担 金	6,066,411,146円	6,092,195,532円	△25,784,386円	△0.4%

(注) △印は減を示す。

表(2) 建物共済罹災状況

区 分	平成20年度	平成19年度	比較増減	増減率
件 数	4,945件	4,879件	66件	1.4%
支 払 共 済 金	2,971,417,404円	2,827,863,984円	143,553,420円	5.1%
損 害 率	49.0%	46.4%	2.6%	—

表(3) 建物共済用途別罹災状況

用 途 別	件 数	支 払 共 済 金	損 害 率
学校関係施設	1,064件 (21.5%)	283,192,699円 (9.5%)	4.7% (19.8%)
役場関係施設	504 (10.2%)	346,119,474 (11.6%)	5.7 (90.7%)
医療関係施設	65 (1.3%)	24,842,200 (0.8%)	0.4 (11.3%)
住宅施設	138 (2.8%)	201,746,830 (6.8%)	3.3 (41.0%)
社会教育・文化施設	543 (11.0%)	238,415,139 (8.0%)	3.9 (25.5%)
福祉関係施設	330 (6.7%)	97,052,316 (3.3%)	1.6 (17.3%)
体育・レクリエーション施設	750 (15.2%)	369,576,706 (12.5%)	6.1 (44.1%)
環境衛生施設	977 (19.7%)	870,913,604 (29.3%)	14.4 (131.5%)
その他の施設	574 (11.6%)	539,558,436 (18.2%)	8.9 (104.0%)
合 計	4,945 (100.0%)	2,971,417,404 (100.0%)	49.0 —

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、() は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

区 分	平成20年度	平成19年度	比較増減
件 数	101件	62件	39件
災害見舞金給付額	26,086,146円	42,965,596円	△16,879,450円
未 払 費 用	119,182,980円	87,701,831円	31,481,149円
合 計	145,269,126円	130,667,427円	14,601,699円

(注) △印は減を示す。

5、諸積立金
平成二十年度末における基金積立金(財産

4、災害見舞金
災害見舞金は、自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、平成二十年度においては、表(4)のとおりである。

3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。罹災件数は学校関係施設が最も多く、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設が最も高くなっている。

2、罹災状況
平成二十年度の罹災状況は表(2)のとおりである。建物共済における罹災件数は四、九四五件で、前年度より六六件(一・四%)の増となり、支払共済金は前年度より一億四、三三三万五千円(五・一%)増の二億九、七四一萬五千円となった。なお、収入分担金六、〇九二、一九五、五三二円に対する損害率は四九・〇%である。

1、受託状況
平成二十年度の受託実績は、表(1)のとおりである。受託件数は三、六七七件で、前年度比一、五八七件(〇・四%)の増となった。また、共済責任額は前年度比五〇・二%減の三、二二九億九、二二九萬九千九百九十九円(〇・四%)の減となった。

九、四七〇万九千九百九十九円(前年度比二・三%減)、支出額八億七、五二二万九千九百九十九円(同二・八%減)で収支差引額は八億八、九四九万九千九百九十九円となった。この剰余金については規約に基づき、運営準備積立金に繰入れた。

平成二十年度の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)のご理解と多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響による委託団体の減少に伴い分

担金収入は減収となった。このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実をはかり、共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託団体の継続加入推進に努めているところである。平成二十年度の収支状況は、収入額九五億

の減となった。

平成二十年度 公有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。平成二十一年七月二日開催の評議員会の同意を得、同日の理事会において、平成二十年度事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約第二二条の『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は、全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う」との定めによるものである。

建物災害共済事業

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営

の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)のご理解と多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響による委託団体の減少に伴い分

担金収入は減収となった。このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実をはかり、共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託団体の継続加入推進に努めているところである。平成二十年度の収支状況は、収入額九五億

活 動

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸付額	償還済額	本年度末貸付残金
平成14年度	261	4,326,800,000円	3,628,104,000円	698,696,000円
平成15年度	241	3,394,000,000	2,274,264,000	1,119,736,000
平成16年度	211	3,360,500,000	1,753,022,000	1,607,478,000
平成17年度	133	2,296,700,000	832,408,000	1,464,292,000
平成18年度	117	1,950,800,000	360,768,000	1,590,032,000
平成19年度	98	1,750,800,000	0	1,750,800,000
平成20年度	99	1,879,300,000	0	1,879,300,000
合 計	1,160	18,958,900,000	8,848,566,000	10,110,334,000

(注) 平成20年度の貸付条件は次のとおりである。

1. 償還期限は資金を借受けた翌年度から7年以内。
2. 貸付利率は貸付期日により異なり、12月1日貸付分が1.0%、1月13日貸付分が0.8%、2月2日貸付分が0.8%、3月2日貸付分が0.7%、3月25日貸付分が0.8%である。

表(6) 自動車共済受託実績

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成20年度	台数 113,914台 収入分担金 1,270,080,160円	118,652台 932,969,090円	118,415台 578,480,520円	350,981台 2,781,529,770円
平成19年度	台数 115,921台 収入分担金 1,297,164,780円	120,323台 945,635,430円	120,095台 589,406,300円	356,339台 2,832,206,510円
比較増減(%)	台数 △2,007台 (△1.7%) 収入分担金 △27,084,620円 (△2.1%)	△1,671台 (△1.4%) △12,666,340円 (△1.3%)	△1,680台 (△1.4%) △10,925,780円 (△1.9%)	△5,358台 (△1.5%) △50,676,740円 (△1.8%)

(注) △印は減を示す。

表(7) 自動車共済損害状況

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成20年度	件数 6,258件 支払共済金 914,581,533円 損害率 (72.0%)	2,221件 338,966,377円 (36.3%)	191件 318,814,642円 (55.1%)	8,670件 1,572,362,552円 (56.5%)
平成19年度	件数 6,046件 支払共済金 815,868,794円 損害率 (62.9%)	2,025件 311,291,974円 (32.9%)	185件 85,373,065円 (14.5%)	8,256件 1,212,533,833円 (42.8%)
比較増減(%)	件数 212件 支払共済金 98,712,739円 損害率 (9.1%)	196件 27,674,403円 (3.4%)	6件 233,441,577円 (40.6%)	414件 359,828,719円 (13.7%)

(注) 損害率 = 支払共済金 / 収入分担金

収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は四五三億九、四二四万余円となり、その内訳は、基金積立金三〇〇億六、三五六万余円、運営準備積立金一五三億三、〇六七万余円である。

6、消防設備資金融資
共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は、表(5)のとおりである。

自動車損害共済事業

自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によつて生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第二二三条の二

(相互救済事業経営の委託の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)のご理解と多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響による委託団体の減少に伴い分担金収入は減収となった。

事業の運営にあたっては、制度内容の充実ははかるとともに、事故によつて生ずる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化をはかり早期かつ適正な解決に努めている。

平成二十年度の収支状況は、収入合計額四二億九、三九三万余円(前年度比六・三%増)、支出額四〇億六、三八七万余円(前年度比二・八%増)で差引き二億三、〇〇五万余円の剰

余となった。この剰余金については、規約に基づき、運営準備積立金に繰入れた。

平成二十年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。

1、受託状況

平成二十年度の受託実績は、表(6)のとおりであつて、共済基金分担金収入総額は、二七億八、一五三万余円で、前年度実績に比し、五、〇六七万余円(一・八%)の減となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一・一三、九一四台で前年度比二、〇七台(一・七%)の減、収入分担金二億七、〇〇八万余円で、前年度比二、七〇八万余円(二・一%)の減となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一一八、六五二

台で前年度比二、六七一台(一・四%)、対人賠償共済一一八、四一五台で、前年度比一、六八〇台(一・四%)それぞれ減少し、収入分担金は対物賠償共済九億三、二九六万余円で前年度比一、二六六万余円(一・三%)、対人賠償共済五億七、八四八万余円で、前年度比一、〇九二万余円(一・九%)の減となった。

2、損害の状況

平成二十年度の損害状況は表(7)のとおりであつて、損害件数は車両共済で六、二五八件、前年度比二二二件、対物賠償共済は二、二二一件で、前年度比一九六件、対人賠償共済は一九一件で、前年度比六件増加した。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済が九・一%、対物賠償共済は三・四%、対人賠償共済四〇・六%と増加した。

3、支払備金

既発生事故であつて共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積り(千円未満切り捨て)の上、平成二十年度支払備金として六七一件、四億五、六八三万余円を計上した。

4、諸積立金

平成二十年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は一五六億一、五三〇万余円となり、その内訳は、基金積立金三八億三、三九八万余円、運営準備積立金一一七億八、一三二万余円である。

活 動

平成二十年 度 町村職員生活協同組合 自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成二十年事業概要 および決算については、本年七月二日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モーターゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然の自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今

日に至っている。平成二十年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比二、三六〇人（一・二％）の減となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より二、四一三件（二・三％）の減となり、共済掛金も前年度比二、〇〇八万余円（二・四％）の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より一七八件（〇・六％）の減となり、共済掛金も前年度比一三三万余円（〇・四％）の増となった。自動車共済事業では、契約台数は前年度比二、三九二台（一・一％）の減となり、共済掛金は三億五、〇三九万余円（六・五％）の増となったが、これは本年度より契約種別が

A型、B型の二類型となった事によるものである。一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比六八件（二・三・五％）の増となり、共済金合計においても一億一、二八〇万余円（二・六・〇％）の増となった。また、風水雪害特約共済金の給付については前年度比一四件（二・一・五％）の減となり、共済金合計においても四、七二二万余円（五九・〇％）の減となった。さら

表1 組合加入状況

Table with 4 columns: 区分, 人員, 口数, 出資金. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。出資金額は預り出資金（1口100円未満の端数口数の累計額）864,920円を含む。

表2 火災共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 共済契約件数, 契約口数, 共済掛金. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

表3 風水雪害特約共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 特約付加件数, 契約口数, 特約共済掛金. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

Table with 3 columns: 区分, 契約台数, 共済掛金. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

Table with 11 columns: 区分, 火災共済金 (件数, 金額), 臨時費用共済金 (件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金 (件数, 金額), 失火見舞費用共済金 (件数, 金額), 合計, 損害率. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

表6 風水雪害特約共済金支払状況

Table with 7 columns: 区分, 特約共済金 (件数, 金額), 臨時費用共済金 (件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金 (件数, 金額), 合計, 損害率. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

に、災害見舞金の給付件数については、前年度二二一件に比し五七件、災害見舞金にして一、〇七三万余円の給付があった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比六一件（〇・七％）の増となり、共済金においては五億二、〇四九万余円（二〇・五％）の減となった。本年度における事業剰余金をもって事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が二

活 動

表7 見舞金支払状況

区 分	件 数	見舞金	一件当りの見舞金
平成20年度	57件	10,731,000円	188,263円
平成19年度	221	50,302,000	227,611
比較増減	△164	△39,571,000	△39,348
増減率	△74.2%	△78.7%	△17.3%
平成18年度	56	14,664,000	261,857
平成17年度	71	20,606,000	290,225

(注) △印は減を示す。

表8 自動車共済金支払状況

区 分	対物賠償共済		対人賠償共済		合 計		損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成20年度	7,359件	1,419,582,809円	801件	602,441,943円	8,160件	2,022,024,752円	35.2%
平成19年度	7,314	1,457,292,860	785	1,085,223,395	8,099	2,542,516,255	47.1
比較増減	45	△37,710,051	16	△482,781,452	61	△520,491,503	△11.9
増減率	0.6%	△2.6%	2.0%	△44.5%	0.8%	△20.5%	-
平成18年度	8,294	1,589,593,286	884	1,110,898,804	9,178	2,700,492,090	49.0
平成17年度	8,842	1,716,478,984	837	1,210,176,376	9,679	2,926,655,360	51.7

(注) △印は減を示す。

表9 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成20年度	53件	1,590,000円	7件	630,000円	60件	2,220,000円
平成19年度	67	2,010,000	9	900,000	76	2,910,000
比較増減	△14	△420,000	△2	△270,000	△16	△690,000
増減率	△20.9%	△20.9%	△22.2%	△30.0%	△21.1%	△23.7%
平成18年度	173	5,290,000	27	2,710,000	200	8,000,000
平成17年度	75	2,250,000	17	1,690,000	92	3,940,000

(注) △印は減を示す。

表10 平成20年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 支払共済金	2,601,518,276円	1. 共済掛金	7,468,260,410円
2. 見舞金等	12,951,000	2. 共済契約準備金戻入	5,416,639,000
3. 管理費及び諸経費	2,413,273,437	3. 資金運用収益	229,742,482
4. 共済契約準備金繰入	6,116,776,000	4. 雑収入	20,705,883
小 計	11,144,518,713		
経常剰余金	1,990,829,062	合 計	13,135,347,775
合 計	13,135,347,775		
1. 税引前当期剰余金	1,990,829,062		
2. 法人税等	248,460,800		
3. 当期剰余金(計)	1,742,368,262		
4. 前年度繰越剰余金	145,319,179		
5. 地震等災害見舞金積立金取崩額	10,731,000		
6. 当期未処分剰余金(計)	1,898,418,441		

① 組合加入の状況
平成二十年度末現在の組合員数は一九二七六九人前で前年度に比し二、三三〇人(二・二%)減少した。また、出資金については、前年度に比し一、九五六万余円(一・〇%)減の一八億五、八八七万余円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は一、八六三万余円となった。

② 風水害特約共済
特約付加件数は二八、五五〇件で前年度に比し一七八件(〇・六%)減少した。特約共済掛金は、三億一、七三二万余円で前年度より一三八万余円(〇・四%)の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二七・九%であった。

③ 見舞金
前年度に比し件数で二六四件減の五七件、見舞金額で三、九五七万円減の一、〇七三万余円となった。

④ 共済金
支払件数は前年度に比し対物賠償で四五件(〇・六%)増の七、三三九件、対人賠償では一六件(二・〇%)増の八〇一件となった。また、共済金においては前年度に比し対物賠償で三、七七一万余円(二・六%)減の一四億一、九五八万余円、対人賠償においては四億八、二七八万余円(四四・五%)減の六億二四四万余円となり、共済金の合計は前年度に比し五億二、〇四九万余円(二〇・五%)減の二〇億二、二〇二万余円となった。損害率は全体で前年度より一・九ポイント低い三五・二%となった。

⑤ 臨時費用
支払件数は前年度に比し傷害で一四件(二・〇・九%)減の五三件、死亡は二件(二・二%)減の七件となった。また臨時費用の金額は傷害で四二万円(二〇・九%)増の一五九万円、死亡は二七万円(三〇・〇%)減の六三万円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し六九万円(二・三・七%)減の二二二万円となった。

⑥ 火災共済事業
支払件数は前年度に比し特約共済金で一四件(二・五%)減の五一一件、臨時費用共済金で一四件(二・一・五%)減の五一一件、残存物取片づけ費用共済金で七件(二・二・六%)増の三八件となり、共済金の合計は前年度に比し四、七三二万余円(五九・〇%)減の三、二七七万余円となり、損害率は全体で前年度より一五・〇ポイント低い一〇・三%となった。

⑦ 火災共済事業
なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、二、〇二三万余円の火災共済支払準備金を計上し、平成二十一年度に繰越すこととなった。

⑧ 火災共済事業
なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、二、〇二三万余円の火災共済支払準備金を計上し、平成二十一年度に繰越すこととなった。

① 火災共済事業
契約件数は一〇二、〇九七件で前年度に比し二、四一三件(二・三%)減少し、契約口数も三二四、三三〇口(一・四%)減少した。共済掛金は一三億九、九四二万余円で、前年度より二、〇〇八万余円(二・四%)の減となった。また、

② 火災共済事業
契約台数は二二一、八九四台と前年度に比し二、三九二台(一・一%)減少した。共済掛金は五七億五、一五二万余円となり、前年度より三億五、〇三九万余円(六・五%)増となった。また、一台当りの平均共済掛金額は

た、一件当り平均口数は二二八口(二、二八〇万円)となり前年度より二口(二十万円)の増となっている。

② 風水害特約共済
特約付加件数は二八、五五〇件で前年度に比し一七八件(〇・六%)減少した。特約共済掛金は、三億一、七三二万余円で前年度より一三八万余円(〇・四%)の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二七・九%であった。

② 自動車共済事業
契約台数は二二一、八九四台と前年度に比し二、三九二台(一・一%)減少した。共済掛金は五七億五、一五二万余円となり、前年度より三億五、〇三九万余円(六・五%)増となった。また、一台当りの平均共済掛金額は

③ 火災共済事業
支払件数は前年度に比し共済金で六八件(二・三・五%)増の五七三件、臨時費用共済金で六八件(一・三・五%)増の五七三件、残存物取片づけ費用共済金で七五件(四三・一%)増の二四九件、失火見舞費用共済金で一三三三・三%)増の四件となり、共済金の合計は前年度に比し一億一、二八〇万余円(二六・〇%)増の五億四、六七一万余円となり、損害率は前年度より八・五ポイント高い三九・一%となった。

③ 見舞金
前年度に比し件数で二六四件減の五七件、見舞金額で三、九五七万円減の一、〇七三万余円となった。

④ 共済金
支払件数は前年度に比し対物賠償で四五件(〇・六%)増の七、三三九件、対人賠償では一六件(二・〇%)増の八〇一件となった。また、共済金においては前年度に比し対物賠償で三、七七一万余円(二・六%)減の一四億一、九五八万余円、対人賠償においては四億八、二七八万余円(四四・五%)減の六億二四四万余円となり、共済金の合計は前年度に比し五億二、〇四九万余円(二〇・五%)減の二〇億二、二〇二万余円となった。損害率は全体で前年度より一・九ポイント低い三五・二%となった。

⑤ 臨時費用
支払件数は前年度に比し傷害で一四件(二・〇・九%)減の五三件、死亡は二件(二・二%)減の七件となった。また臨時費用の金額は傷害で四二万円(二〇・九%)増の一五九万円、死亡は二七万円(三〇・〇%)減の六三万円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し六九万円(二・三・七%)減の二二二万円となった。

随 想

随 想

小さくても個性が光る
自立したまちづくり

山口県阿武町長 中村 秀明



思えば、昨年から続く百年に一度とも言われた経済・金融危機が未だに続く中で、今年1月には米国史上初のアフリカ系(黒人)のオバマ大統領が就任し、日本においては8月の衆議院議員総選挙において民主党が大勝。鳩山政権のもとで大きな政策転換が図られるなど、正に時代は歴史の変革の真っ直中にあります。

今後の地方行政においても変革を余儀なくされることが大いに予想されるのですが、私は国家情勢等が今後どのように変遷しようとも、地域の誇りや伝統、文化などをしっかりと守り育てて行くことが肝要であり、まちの風土など独自の「個性」を大切にしながら、新たな視点に立って「自立」したまちづくりをいかに推進していくかが重要な点と考えています。

民の平均年齢も55歳を超え、住民の43%が65歳以上という状況にあります。そうした中で、これまで町の方針として産業基盤・生活環境基盤の整備などを積極的に推進し、上下水道等のインフラ整備はすべて完了。住民のインターネットの接続環境も整い、U・J・ターンの受け皿として公営住宅や分譲住宅地の整備をはじめ、就業の場の確保やインターネットを使った空き家情報、定住アドバイザーによるサポート支援の充実を図ると共に、高齢社会の中で住民が安心して暮らせるよう5人の保健師が健康づくりのリーダー的役割を担っています。

また、「5001」の「1」は、町民が主役ということを表現したもので、この「1」を英語の「I(アイ)」に読み替えて、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加・参画していくことを表しています。そして、この計画を実行性のあるものにするために、行政システムや自助・共助・公助の役割をもう一度見直す運動の一つとして、全職員参加によるプロジェクトチームを編成し、今一度原点に立ち返って、問題点を洗い出し、自ら解決していくための「そもそも運動」に取り組んでいます。

私には、今年5月に2期目の町政を担当させていただくことになりましたが、就任当初から町内3地区でまちづくり懇談会を開催するなど、あらゆる機会を通じて町民からの意見を町政に反映させる一方で、様々な行政課題、事業を展開するためには、何といても健全財政の維持が基本であると肝に銘じて参りました。幸いにも当町の財政運営は良好に推移しており、経常収支比率は長期にわたって県内トップの指数をキープしています。

今後とも不断の行財政改革を行う一方で、町民の安全安心をはじめ、産業振興や定住・環境対策など、真に必要な事業には果敢に取り組み、行政運営にメリハリをつけながら、町民の立場に立って気配りや小回りのきく「小さくても個性が光る自立したまちづくり」を進めていきたいと考えています。

阿武町は山口県の北部に位置して日本海に面し、周囲は萩市に隣接しています。人口4千人足らずの第一次産業を中心とした小さな町で、住

特に基本計画の策定にあたって

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさ心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は
リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意いたしました。



洋室シングル

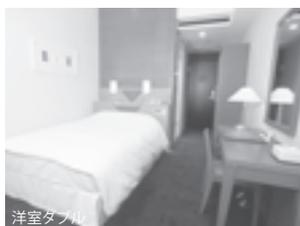
シングル 119 室
平日料金 9,817 円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金

15% OFF 8,344 円より

土・日・祝日料金

20% OFF 7,854 円より



洋室ダブル

ダブル 12 室
平日料金 13,282 円 **DOUBLE ROOM**
(2 名利用) ※1 名利用の場合 11,072 円

金曜日料金

15% OFF 11,289 円
※1 名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金

20% OFF 10,626 円
※1 名利用の場合 8,778 円



洋室ツイン

ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より **TWIN ROOM**
(2 名利用)

金曜日料金

15% OFF 15,708 円より

土・日・祝日料金

20% OFF 14,784 円より



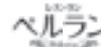
会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分

